

自然科学研究機構生理学研究所行動・代謝分子解析センター規則

平成17年11月1日
生研規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第42条第2項の規定に基づき設置された自然科学研究機構生理学研究所行動・代謝分子解析センター（以下「センター」という。）の組織運営について自然科学研究機構生理学研究所規則（平成16年生研規則第1号）第3条の規定により定めるものである。

(設置目的)

第2条 センターは生理学研究所（以下「研究所」という。）における遺伝子改変動物について、代謝、生理機能及び行動様式を解析するとともに、センターが管理する施設・設備・動物を研究所内外の研究者の利用に供することを目的とする。

(職員)

第3条 センターに次の職員を置く。

- 一 センター長
- 二 准教授
- 三 助教
- 四 助手
- 五 その他必要な職員

(センター長)

第4条 センター長は、研究所の教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(室)

第5条 センターに、次に掲げる室を置く。

- 一 ウィルスベクター開発室
- 二 遺伝子改変動物作製室
- 三 多階層生理機能解析室

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（生研規則第11号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（生研規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年生研規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年生研規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。